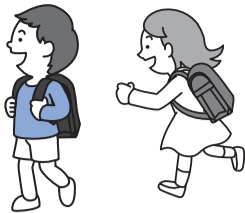


学童保育クラブ



31年度の利用児童を募集します

園子育て支援課児童館係 (☎5722-9861)

小学校の放課後などに児童を保育する、学童保育クラブの31年度利用児童を募集します。必要書類など詳細は、利用申請のご案内(11/1から、総合庁舎本館2階子育て支援課・学童保育クラブで配布)、またはホームページ(右のコードからアクセス可)をご覧ください。



利用開始日 31年4/1(月)

利用時間 下校時~18:15、土曜日8:30~18:00、学校休業日8:15~18:15(★の保育クラブは、下校時~19:00、土曜・学校休業日8:00~19:00)

対象 保護者等が就労などのため、放課後等に家庭で保育できない、区内在住・在学の小学1~3年生(★の学童保育クラブは小学1~6年生)

費用 保育料月額8,000円(★の学童保育クラブで延長保育を利用する場合は月額9,000円)
※負担軽減措置や減免制度あり

申し込み方法 必要書類を、11/5~12/7(消印有効)に、子育て支援課児童館係へ持参または郵送。なお、期限後も申請できますが、利用の決定は、12/7までの申請分が決定した後になります
※申請状況により希望の学童保育クラブに入所できない場合あり



学童保育クラブを新設(予定)します

31年4月に開設予定です。詳細はお問い合わせください。所在地や周辺環境を確認する場合は、近隣のかたにご配慮ください。

◆そらのした学童保育クラブ(仮称)★(五本木2-20)

対象 小学1~6年生

利用時間 下校時~19:00、学校休業日8:00~19:00

あとになって困らないために

介護保険料をきちんと納めましょう

園介護保険課介護保険資格・保険料係 (☎5722-9845)

災害など特別な理由がなく介護保険料を滞納すると、要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用するときに、自己負担割合が大きくなる場合があります。

介護保険サービスを利用するとき、保険料の納付状況を10年間のさかのぼって調査します

介護保険サービスを利用しているかたが

●1年以上滞納した場合

サービス利用料の支払いが全額自己負担となり、後日、申請により自己負担額のうち保険給付分(9割~7割)が戻ります。

●1年6カ月以上滞納した場合

サービス利用料の支払いが全額自己負担となり、滞納している保険料を納付するまで、申請で戻る予定の保険給付分が一時的に差し止められます。さらに納付がない場合、差し止められた保険給付分から滞納保険料が差し引かれます。

●2年以上滞納した場合

時効により保険料の徴収権が消滅するため、滞納している保険料を納付できなくなる消滅保険料が発生します。

消滅保険料があると、サービス利用料の自己負担割合が、3割(介護保険負担割合証が3割の記載のかたは4割)に引き上げられます。未納期間が長いほど、負担割合の引き上げ期間が長くなります。

また、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

介護保険料 所得段階が1~4段階で、生活に困窮しているかたが対象の減額制度です。要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

名称(●は公営◆は民営)	所在地・電話
◆愛隣会学童保育クラブ	大橋2-19-1・☎3465-9336
●菅刈学童保育クラブ	青葉台2-10-18・☎3461-7275
●東山児童館学童保育クラブ	東山3-24-2・☎3791-4614
●東山児童館第二学童保育クラブ	東山3-24-2・☎5721-3370
◆烏森住区センター児童館学童保育クラブ	上目黒3-37-24・☎3719-3942
◆烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ★	上目黒5-18-9・☎3760-2781
●中目黒住区センター児童館学童保育クラブ	中目黒2-10-13 中目黒スクエア内・☎5721-8579
●田道小学校内学童保育クラブ	目黒1-15-28・☎3711-8603
●区民センター児童館学童保育クラブ	目黒2-4-36・☎3711-1136
◆不動児童館学童保育クラブ	下目黒6-11-35・☎3714-4177
●上目黒住区センター児童館学童保育クラブ	祐天寺2-6-6・☎3793-1104
●油面住区センター児童館学童保育クラブ	中町1-6-23・☎3713-1636
●油面小学校内学童保育クラブ	中町1-5-4・☎3710-8360
●五本木住区センター児童館学童保育クラブ	中央町2-17-2・☎3792-9144
◆中央町児童館学童保育クラブ	中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町内・☎3714-6302
●鷹番学童保育クラブ	碑文谷6-2-23・☎5721-3390
●目黒本町学童保育クラブ	目黒本町2-1-20・☎3792-6328
●向原住区センター児童館学童保育クラブ	目黒本町5-22-11・☎3794-5842
●ひもんや学童保育クラブ	碑文谷2-8-9・☎3711-0705
●原町住区センター児童館学童保育クラブ	南1-8-9・☎3725-2070
◆南学童保育クラブ	南2-8-10・☎5729-3905
◆平町児童館学童保育クラブ★	平町1-5-3・☎3723-3751
◆大岡山学童保育クラブ	平町2-4-10・☎3723-8679
◆中根小学校内学童保育クラブ	緑が丘1-1-1・☎3724-9430
●緑が丘児童館学童保育クラブ	緑が丘2-7-20 緑が丘コミュニティセンター別館内・☎3718-1183
●八雲住区センター児童館学童保育クラブ	八雲1-10-5・☎3725-9454
◆宮前小学校内学童保育クラブ	八雲3-13-21・☎3723-5010
◆東が丘学童保育クラブ	東が丘1-1-1・☎3422-6902
◆東根学童保育クラブ	東が丘1-20-1・☎5486-8300

※見学希望者は、事前に学童保育クラブへお申し込みください

ひとり親家庭等医療費助成制度

園子育て支援課 手当・医療係 (☎5722-9645)

ひとり親家庭などのかたが病気やけがをした際に、医療費(保険診療)の自己負担分の一部を、区が助成します。申請方法など、詳細はお問い合わせください。

対象 区内在住で健康保険に加入している、次の①~⑥いずれかを満たす子ども(18歳到達後最初の3/31まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育者

- ①父母が離婚
- ②父(母)が死亡・生死不明・未婚
- ③父(母)が重度の障害がある
- ④父(母)に1年以上遺棄されている
- ⑤父(母)が裁判所からDV(配偶者などからの暴力)保護命令を受けている
- ⑥父(母)が法令により1年以上拘禁されている

※前々年の所得が制限額(右表)を超えているかたは、受給できません
※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合があります

所得制限額(前々年の所得)

扶養人数	請求者	孤児などの養育者、配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円

※扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

現況届を提出してください

ひとり親家庭等医療証は、毎年1/1に更新されます。現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたに、10月下旬に現況届の書類をお送りしますので、11/30までに、子育て支援課へ提出してください。提出がない場合は、来年以降の交付ができません。